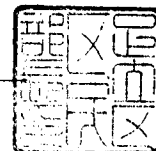


18足区区収第1909号
平成18年11月17日

半沢 一宣 様

足立区区民課長
亀村 精



禁煙特定区域内の喫煙所の周辺における受動喫煙対策等
に関する質問状に対する回答について

平成18年11月7日付の質問について、下記のとおり回答します。

記

①について

施設の管理者に受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努力義務を課した健康増進法第25条の対象施設に道路が含まれる、との誤解があるようなので、道路は健康増進法第25条に規定する室内又はこれに準ずる環境ではないため、道路上等の屋外に喫煙場所を設けることは健康増進法第25条に違反してはいない、という認識を示したものです。

②について

パブコメは公共の場所での歩行喫煙・路上喫煙対策を講ずる必要があるという趣旨を述べたものであり、条例を制定して、かかる対策を進めている区として矛盾があるとは考えておりません。

③について

火傷等の被害及び受動喫煙を防止するため、条例で区内全域の公共の場所での歩行喫煙を禁止しております。また、通勤客や買い物客等で人通りが多く混雑している北千住駅周辺の禁煙特定区域では喫煙そのものを禁止し、その実効性を挙げるため違反者に対しては過料を科すこととしております。条例では、禁煙特定区域内においても区長が指定した場所は除くと規定しており、喫煙場所を設置することを容認したものとなっております。指定喫煙場所の設置は、喫煙する者に対して啓発・指導し、禁煙特定区域内での喫煙禁止の実効性を挙げるうえで効果を発揮しております。指定喫煙場所は開放空間ではありますが、周囲には植栽等を設置して一般の通行とは隔地しており、受動喫煙の防止に配慮したものであります。

④について

条例は平成18年第一回定例会で全会一致で可決・成立し、10月1日から施行されたものであり、禁煙特定区域内に喫煙場所を設置することを容認した内容となっております。また、かかる条項を削除すること及び喫煙場所を廃止すること等を求める陳情は、全会一致で不採択となっております。このことから執行機関の施策・取組みは、区民から選ばれた議会の信任を得ているものと考えております。喫煙場所にかかる経費を区が支出することについては、たばこ税による税金があり、予算を議会の議決を得て執行することは正当であると考えております。